

愛知県合併市町村支援要領

平成15年4月21日
愛知県市町村合併支援本部制定
平成16年12月8日
愛知県市町村合併支援本部改定

1 趣旨

市町村合併の効果を最大限に引き出し、懸念される課題を解決しながら、合併後の市町村が速やかに一体的なまちづくりを進めることができるよう、県は、「市町村合併支援プラン」(平成14年8月30日政府「市町村合併支援本部」改定)を始めとする国の支援策との連携を図りながら、全庁的な体制の下で合併後の市町村の取組を積極的に支援するものとする。

2 対象

平成17年3月31日までに合併した市町村及び平成17年3月31日までに知事に合併の申請を行い平成18年3月31日までに合併した市町村(以下「合併市町村」という。)を対象とする。

3 支援の内容(74事業)

県は、予算の範囲内で、市町村建設計画に基づく県事業等を的確に実施するとともに、次に掲げる支援策を講じることにより、合併市町村の取組を積極的に支援する。

また、支援の内容については、必要に応じて見直しを図るとともに、拡充に努める。

「県独自」は、愛知県が独自に講じる支援策であることを示し、「国連携」は「市町村合併支援プラン」等の国の支援策との連携により愛知県が講じる支援策であることを示す。

(1) 合併市町村の行財政運営全般に関する支援策(9事業)

権限移譲の推進(県独自)

分権型社会への転換を積極的に進めていくために、合併市町村の機能強化と一層の住民サービスの向上を図ることを目的として事務移譲を推進する。

【総務部関係】

市町村総合計画策定支援(県独自)

合併市町村が、総合的かつ計画的に行政の運営を図れるよう、市町村総合計画の策定に当たっての助言・情報提供に努める。

【企画振興部関係】

市町村職員実務研修生(県独自)

適切かつ能率的に事務を処理する上で必要な知識及び技能の修得を支援するため、合併市町村職員を市町村職員実務研修生設置要綱に基づく実務研修生として、優先的に受け入れる。

【総務部関係】

県職員派遣(県独自)

合併市町村の行政運営の円滑化のために、市町村等の求めに応じて実施する愛知県職員派遣要綱に基づく県職員の派遣について、優先的に取り扱うとともに、合併年度及びこれに続く2年度を限度に当該職員に係る人件費についての市町村負担割合を引下げ(2/3 から 1/2 に引下げ)る。

【総務部関係】

愛知県市町村合併特例交付金(県独自)

合併市町村の一体的な発展と市町村合併の推進を図るため、合併市町村が実施するまちづくり事業等に対し、合併関係市町村数に応じた定額を限度に愛知県市町村合併特例交付金を交付する。

【総務部関係】

愛知県市町村振興資金貸付金(県独自)

合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村が実施する合併特例事業を補完するまちづくり等の事業に対して優先的な資金貸付を行う。

【総務部関係】

広報活動(県独自)

市町村合併に関する情報を県民に周知するため、広報あいち等の広報媒体を活用した広報に努める。

【県民生活部関係】

地方機関の所管区域の見直し(県独自)

合併後の市町村の区域の状況に応じ、必要がある場合には、県の地方機関の所管区域について、適切な見直しを行う。

【総務部関係】

住民の住所変更手続き等の取扱い(県独自)

市町村合併に伴う住所地番の変更により、県に対する登録、届出等に関して住民の責によらない異動が生じる場合においては、所要の手続きについて、合併という事情を十分に配慮する。

【各部局共通】

(2) 各分野の連携による合併市町村のまちづくりに対する支援策(53事業)

補助施設等の他用途転用の取扱い(県独自)

合併関係市町村が県補助金等の交付を受けて整備した施設(補助施設等)について、他の合併関係市町村の類似施設の活用等により、当該補助金等が目的とする行政需要への対応が十分に可能な場合においては、当該補助施設等の他用途への転用に係る承認の判断に当たって、合併という事情を十分に配慮する。

【各部局共通】

愛知県ふるさと市町村圏基金設置費補助金(県独自)

愛知県ふるさと市町村圏基金設置費補助金(平成2年度)の交付を受けて積み立てたふるさと市町村圏基金について、市町村合併によるふるさと市町村圏の圏域変更等に伴う財産処分に際しては、平成15年1月30日付け事務連絡「市町村合併に伴うふるさと市町村圏基金の取扱いについて(総務省自治行政局市町村課)」の趣旨にしたがって、基金の処分の制限について特例措置を講じる。

【総務部関係】

離島体験滞在交流促進事業(国連携)

離島地域の創意工夫を活かした自立的発展を支援するため、農林水産業体験事業や伝統工芸事業等の実施プログラムの作成、同プログラムのための人材確保・育成、実施に必要な施設整備及びイベント等、各種ソフト事業の経費を補助し、交流人口の拡大等により離島地域の活性化を促進する。

【企画振興部関係】

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(国連携)

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【企画振興部関係】

新総合通信ネットワーク市町村通信設備整備費補助金(県独自)

新総合通信ネットワーク市町村通信設備整備費補助金の交付を受けて整備した通信設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金(県独自)

愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金の交付を受けて整備する施設・設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金(県独自)

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金の交付を受けて整備する施設・設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

消防防災設備整備費補助金(高機能情報通信対応防災無線通信設備整備)(国連携)

消防防災設備整備費補助金の交付を受けて整備した通信設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

消防防災施設等整備費補助金(国連携)

消防力の総合的・重点的な整備を行うことにより、小規模消防本部の広域再編を推進するため、市町村合併により消防本部の広域再編を行う場合、合併後の新市町村等が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等の整備に対する国庫補助金の優先採択に向けて支援する。

【防災局関係】

ごみ焼却施設の整備(国連携)

合併市町村が整備する愛知県ごみ焼却処理広域化計画との整合性が図られているごみ焼却施設に係る国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【環境部関係】

ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業(国連携)

合併市町村が実施するごみ焼却施設解体工事のダイオキシン類測定について、政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【環境部関係】

市町村保健センター整備費補助金(県独自)

市町村合併に伴い、合併前に市町村保健センター整備費補助金(平成13年3月要綱廃止)の交付を受けて整備した市町村保健センターの統廃合又は転用が必要となる場合について、知事が必要と認めるときは当該補助金の返還を求めない特例措置を講じる。

【健康福祉部関係】

国民健康保険広域化等支援基金(国連携)

市町村合併に伴う市町村国保事業運営の広域化等を支援するため、県に広域化等支援基金を設置し、保険料(税)の平準化等への支援のために無利子貸付を行なう。

また、広域化等に伴う事務費、広報啓発事業に必要な経費等立ち上げに必要な費用を交付する。

【健康福祉部関係】

介護保険の保険者の合併に関する助言(県独自)

合併市町村における介護保険の円滑な運営を図るため、市町村(保険者)指導の一環として、合併に伴う諸問題の解決に向けた助言に努める。

【健康福祉部関係】

水道事業の統合に向けた助言・調整等(県独自)

水道事業の統合に向けた技術的な助言・調整を行うほか、合併に伴い水道事業者に異動を生じる場合等に必要となる再認可手続の円滑な遂行を支援する。

【健康福祉部関係】

農業集落排水事業費補助金(国連携)

汚水処理施設整備の立ち遅れた地域において、合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、農業集落排水事業費補助金の優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

水環境整備事業、防災水利整備事業(国連携)

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、特認施設の整備を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

地域用水機能増進事業費補助金(国連携)

地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、計画の作成、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、ソフト事業を補完するハード施設の改修を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

広域営農団地農道整備事業(国連携)

農業振興地域内で県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき実施され、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹となる農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

一般農道整備事業、過疎山村地域代行基幹農道整備事業(国連携)

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ農村地域の基幹的な農道を有機的かつ合理的に整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

揮発油税財源身替農道整備事業(国連携)

農業用揮発油税の減免措置の身替りとして、個々のほ場と集出荷施設等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

中山間地域農村活性化総合整備事業費補助金(国連携)

中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全に資する本事業において、合併関係市町村間の整備水準の均一化に資するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

農村活性化住環境整備事業、農村自然環境整備事業、農村振興総合整備事業費補助金(国連携)

地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係部局との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図り、まちづくりを支援するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

森林資源活用地域づくり基盤整備事業(国連携)

合併市町村の一体化を促進するため、山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、都市住民等を林業技術者として育成し山村に受け入れられるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー活用施設の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

林道開設事業(国連携)

森林施業の効率化等に効果を発揮する普通林道の開設を行う本事業において、合併市町村での優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

林道舗装事業(国連携)

合併市町村において、既設林道や公道等を連絡する林道の舗装等を実施することにより、森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業(国連携)

林道等の農業生産基盤の整備と一体的に、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備を総合的に実施する本事業において、生活環境施設の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

沿岸漁場整備開発事業(国連携)

合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、広域的な漁場整備等を通じて、魚礁漁場の整備について優先採択又は重点配分に配慮し、効率的な漁業生産と漁業経営の安定を推進す

る。

【農林水産部関係】

漁港整備事業費補助金(地域水産物供給基盤整備事業、離島広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化統合補助事業)(国連携)

漁港・漁場の一体的・総合的な整備を通じて、合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、市場統合及び漁協の合併の促進、漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備について優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

漁港整備事業費補助金(漁港関連道整備事業)(国連携)

漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路を整備し、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化により漁業生産の近代化を図り、併せて豊かで住みよい漁村の振興に資する本事業において、漁港の機能分担、漁協の合併、市場統合の促進による合併関係市町村間の水産業の連携強化を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

漁港整備事業費補助金(漁業集落環境整備事業)(国連携)

集落排水処理施設、集落道等漁業集落における生活環境の改善、植栽、休憩所、親水施設等漁港における景観の保持、就労環境の改善、条件不利地域に立地する小規模な漁港漁村における漁港施設と生活環境施設の総合的な整備、漁港内における漁船と遊漁船等との利用調整を図るための分離収容施設の整備等を実施し、水産業の振興を核とした漁村の総合的な振興を図る本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化、ボトムアップを図るため、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

漁村コミュニティ基盤整備事業(国連携)

都市と農山漁村が共生・対流する活力ある社会を実現し、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するため、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、住民参加型の新しい漁村コミュニティ基盤整備を実施する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

【農林水産部関係】

都市計画の決定・変更に対する支援(国連携)

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更について、技術的な助言を行うとともに、政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう、情報提供に努める。

【建設部関係】

避難地等計画の策定(国連携)

合併後の市町村における防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うほか、防災都市づくり計画策定に係る調査費について、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

都市再生交通拠点整備事業(国連携)

合併市町村の交通利便性を確保するためのパークアンドライド用駐車場の整備について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

市町村合併を支援する道路整備(街路)(県独自)

市町村土木事業費補助金(街路)において、市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路等について、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資等の支援を行う。

【建設部関係】

都市公園の整備(合併記念公園の整備)(国連携)

合併を契機に市町村が行う合併のシンボル又は記念となる都市公園の整備について、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

まちづくり交付金(国連携)

合併市町村の一体的な発展と市町村合併の推進を図るため、合併市町村の市民交流を促進する地域交流センターの整備等、まちづくりに関する事業について、交付金の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

下水道と他の汚水処理施設との共同利用の推進(国連携)

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業において行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理の促進について、国庫補助の採択に向けて支援す

る。

【建設部関係】

公共下水道事業等下水道の普及の促進(国連携)

合併市町村の公共下水道等下水道の普及促進が図られるよう、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

市町村合併を支援する道路整備(市町村道)(国連携)

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する市町村道について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

市町村合併を支援する道路整備(国・県道・街路)(国連携)

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路について、国の支援プラン(市町村合併支援道路整備事業)を活用して、重点的な実施に努める。

【建設部関係】

河川事業(国連携)

補助河川事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併後の病院、官署等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該河川事業の推進等に配慮する。

【建設部関係】

ダム建設事業(国連携)

補助ダム事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併により、全域に渡る水道施設の整備等に伴う水源施設の整備が緊要となる等の状況が見込まれる場合、市町村合併後の病院、官署等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該ダム事業の推進等に配慮する。

【建設部関係】

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業(国連携)

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、合併市町村にあっては従来の市町村域を超えて住民の用に供されることとなる公共・公的施設等の重要性が増大する場合には、このような施設を保全する事業の推進等に配慮する。

【建設部関係】

港湾改修事業(国連携)

合併市町村の港湾改修事業について、政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進(国連携)

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給、建替事業、改善事業、関連公共施設整備等について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

公営住宅の建替え等の促進(国連携)

合併に伴う集約、統合等による合理的な住宅の整備を促進するとともに、跡地の有効活用について、政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

公営住宅等関連事業推進事業等 (国連携)

住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、住宅市街地整備方針、改良住宅ストック総合活用計画等の策定について、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援(国連携)

合併関係市町村が共同して取り組む住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ住宅マスタープランに位置づけられた住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

優良建築物等整備事業(国連携)

合併市町村における優良建築物等整備事業の実施について、国庫補助の採択に向けて支援する。

また、その施行区域要件の一つである「人口5万人以上の市の区域」に該当しない区域においても、合併後の地域交流拠点等を整備する事業について、市街地総合再生計画等他要件の適用により本事業の積極的活用を図るとする政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

遠距離通学への対応(国連携)

へき地児童生徒援助費補助金及び過疎地域スクールバス購入費補助金の補助対象として、過疎現象に起因する学校統合の他、市町村合併に起因する学校統合を加える。

【教育委員会関係】

公立学校施設整備(国連携)

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について、引き続き配慮する。

また、公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業について優先的に実施する。

【教育委員会関係】

(3) 市町村合併に関する激変緩和措置・経過措置(国制度の適切な運用に係る事項を含む。)(12事業)

市町村振興事業費補助金(県独自)

市町村等が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対して交付する町村振興事業費補助金については、市町村を単位として補助限度額が算定されるため、市町村合併により補助限度額が直ちに減少しないよう激変緩和措置を講じる。

【総務部関係】

愛知県市町村振興資金貸付金(県独自)

合併市町村が現行基準における山間地等事業の対象地域において事業を実施する場合には、合併後においても当分の間、山間地等事業に準じて取り扱う。

【総務部関係】

愛知県バス運行対策費補助金(国連携)

広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のための補助対象路線を複数市町村にまたがるものとしていくところ、この要件成否の決定に係る基準日(平成13年3月31日)を設け、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないように配慮している。

【企画振興部関係】

愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金(県独自)

愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金について、補助金交付年度において市町村が合併した場合には、合併しなかったとした場合の額を上限として補助金を交付する。

【防災局関係】

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金(県独自)

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金について、補助金交付年度において市町村が合併した場合には、合併しなかったとした場合の額を上限として補助金を交付する。

【防災局関係】

消防防災設備整備費補助金(高機能情報通信対応防災無線通信設備整備)(国連携)

消防防災設備整備費補助金について、補助金交付年度において市町村が合併した場合には、合併しなかったとした場合の額を上限として補助金を交付する。

【防災局関係】

地域福祉サービスセンター事業費補助金(県独自)

市町村合併に伴って市町村社協も合併することにより、市町村社協を単位として交付している地域福祉サービスセンター事業費補助金の交付額が直ちに減少し、事業の円滑な運営を阻害することのないよう、激変緩和措置を講ずる。

【健康福祉部関係】

三河山間地域簡易水道施設整備費補助金(県独自)

三河山間地域簡易水道施設整備費補助金につき、合併により補助要件となっている財政力指数に異動があり、補助率が低下する場合については、経過措置を設ける。

【健康福祉部関係】

高齢者能力活用推進事業費補助金(県独自)

シルバー人材センターに助成を行っている市町村が合併することにより、高齢者能力活用推進事業費補助金の交付額が減少することを緩和し、シルバー人材センター事業の円滑な推進を促す。

【産業労働部関係】

合併に際する県道認定基準の取扱い(国連携)

合併市町村の区域内に存する県道が、合併により県道認定要件を失うことにならないよう、平成 14 年 7 月 15 日付け国道政第 12 号により、都道府県道の路線認定基準が改正されたことについて適切に運用する。

【建設部関係】

公営住宅等関連事業推進事業等 (国連携)

住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、住宅市街地整備方針、改良住宅ストック総合活用計画等の策定に係る国庫補助について、合併後 3 年間、補助限度額を合併前の市町村数に応じた限度額

とする政府の市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

教職員定数に関する激変緩和措置(国連携)

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し、教職員定数が減となる場合であっても、激変緩和する措置を講じる。

【教育委員会関係】